

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 宮城県
農業委員会名： 登米市

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	7,965	農業就業者数	8,923	認定農業者	854
自給的農家数	1,889	女性	4,441	基本構想水準到達者	51
販売農家数	6,076	40代以下	1,089	認定新規就農者	11
主業農家数	1,221	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	1,727			集落営農経営	110
副業的農家数	3,128			特定農業団体	
				集落営農組織	110

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	15,700	1,910				17,600
経営耕地面積	14,569	1,118	757	43	318	15,687
遊休農地面積	44	18	18			62
農地台帳面積	16,371	2,333	2,288	28	17	18,704

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 23 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	24	24			
認定農業者	—	17			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	2			
40代以下	—	3			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	25

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		17,600ha	8,562ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化等による経営体数の減少及び転作政策の廃止や集落営農組織の法人化期限到来による集落営農組織経営体数の減少により、農地集積が後退している状況にある。 ・一部の担い手農家にとっては、利用権設定より農作業受託の方が有利であることから、利用権設定を解約する傾向にあるので農地集積が思うように進まない。 ・圃場整備完了からの年数経過や団地転作等により、暗渠排水機能が低下し耕作条件の悪化した農地が増加している。このため農地集積が進まない。 ・圃場整備からはずれた面積狭小等の条件不利地が点在しているため、これらの農地の小規模基盤整備が必要となっている。 ・圃場整備率は85%と高いものの50a区画以上基盤整備は34%に留まっている。農作業機械の大型化に伴い第二段階の大区画基盤整備が必要となっている。 ・担い手の経営農地分散により作業効率が悪く農地集積が進まない状態となっている。 ・農地中間管理事業5年後の見直しにより、今後2年間の間に人・農地プランの実質化協議に農業委員・農地利用最適化推進委員が積極的参加し「集落ぐるみでの農地集約化」の推進が必要となっている。 		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	9,200ha	（うち新規集積面積	1,100ha）
		目標設定の考え方：市の基本構想の利用集積目標を参考		
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関と連携し、人・農地プランの実質化に向けた活動を行う。具体的には、市が行ったアンケートによって貸付意向等の確認調査を行い、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、必要な協力を行う。 ・担い手の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介を行う。 ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。 ・農地集積にあたっては、機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業を積極的に活用する。 ・機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業の転貸機能での集約化を図るとともに、受け手の見つからない農地においては、担い手への集約化を図る。 			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	6 経営体	5 経営体	2経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.12ha	3.7ha	0.6ha
課 題	農業経営の先行きが見えにくいことや農業に対する魅力が感じられないこと等により農業後継者や新規参入希望者が就農に踏み切れない状況にある。また、農業後継者の配偶者不足も課題となっている。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1.6ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の後継者、青年、女性、定年帰農者、UJIターン者等の新規就農希望者に農業委員会、市、普及センター等の関係機関が連携して就農を促進する。 ・農地が必要な場合は、就農候補地のあつせんや農地所有者を仲介する。 ・新規就農者の就農希望に速やかな対応ができるよう定期的に空きハウス調査を行う。 ・次代の担い手の掘り起こしを行い、地域への溶け込みを支援する。 		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	17,652ha	62ha	0.35%
課 題	本市においても少子高齢化により荒廃化農地が目立っている。特に中山間地域等の耕作条件不利地域に多く見られ、これらの解消が課題である。また、荒廃地化した農地の復元は、作業機械の導入等、相当の費用を要する。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 12.4ha			
	目標設定の考え方:遊休農地面積の概ね20%を単年度の目標とした。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		90人	8月～9月	9月～11月
	調査方法	農地利用最適化推進委員及び利用状況調査員による現地確認		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用状況調査により、遊休農地、農用外利用状況の農地を確認した場合は指導を行い、解消を図る。 ・遊休農地の発生が懸念される状況の農地にあつては、所有者に適正管理を促し、さらには今後の利用等について相談に応じる。 			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	17,600ha	282ha
課 題	宅地等の周囲において、農地法を知らないまま庭、通路または倉庫等を設置し違反転用状態となっているものが多い。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	・これまで実施した聞き取り調査に基づき、関係機関・団体とともに解消に向けた取組みを実施する。 ・農地利用最適化推進委員による調査を実施する。 ・農地利用最適化推進委員による個別訪問で、原状復帰するのか転用申請等を行うのか具体的に指導する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入